第3講・国家の歩みと東アジア

# 律令国家の成立と平城京

## ポイント1　律令国家の繁栄

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① 701年　**大宝律令**

唐の律令にならって作られる

律：刑罰のきまり

令：政治のきまり

役所・税などの仕組みが整う

有力な豪族は高い地位を与えられて　**貴族**　となる

資料1　律令国家の仕組み

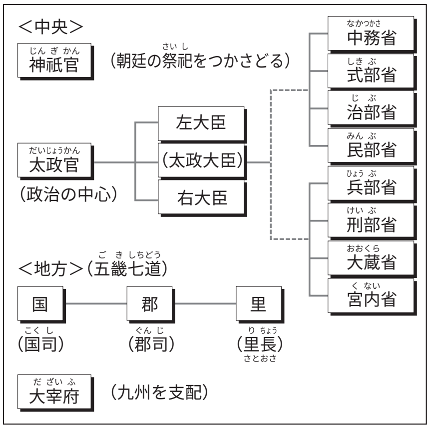


② **遣唐使**　の派遣

目的：**唐**　との関係修復

**唐**　の制度や文化を取り入れるため

③ 710年　**平城京**　への遷都

**平城京**　：律令国家の新たな都

唐の都長安を手本にしている

都で開かれる市では各地の産物が売買される

和同開珎などの貨幣を使用

資料2　富本銭と和同開珎

## ポイント2　律令国家での暮らし

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① **班田収授法（班田収授の法）**

目的：人々に土地を与えて税収入を確保する

内容：6年ごとに戸籍(こせき)が作られる

6歳以上の男女に**口分田(くぶんでん)**という土地を与える

② **農民の負担**

| 税の種類 | 内容 |
|---|---|
| **租(そ)** | 稲（収穫の約3%） |
| **調(ちょう)** | 地方の特産物 |
| **庸(よう)** | 布（労役(ろうえき)の代わり） |
| **雑徭(ぞうよう)** | 年間60日までの労働 |
| **兵役(へいえき)** | 防人(さきもり)：九州北部の警備<br>衛士(えじ)：都の警備 |

## ポイント3 公地・公民制の崩壊

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

人口増加などによる口分田の不足

↓

朝廷(ちょうてい)は人々に開墾(かいこん)を奨励(しょうれい)

723年　三世一身(さんぜいっしん)の法：開墾した土地を一定期間私有できる

743年　**墾田永年私財法(こんでんえいねんしざいのほう)**：開墾した土地をいつまでも私有できる

↓

有力な貴族や寺社などは農民を使い私有地を拡大

私有地は**荘園(しょうえん)**と呼ばれる

↓

律令国家の公地・公民の原則がくずれ始める

**確認テスト**

次の問いに答えなさい。

⑴　710年に唐の都長安を手本にしてつくられた都を何というか。　**平城京**

⑵　6歳以上の男女に口分田を与えることを定めた決まりを何というか。　**班田収授法**

⑶　収穫の約3%の稲を納める税を何というか。　**租**

⑷　743年に出された，開墾した土地をいつまでも私有できることを認めた決まりを何というか。　**墾田永年私財法**